

変更前後対照表

(下線：変更箇所)

武庫之荘駅前西地区地区計画				
	項目	地区の区分	変更後	変更前
地区整備計画	建築物の敷地面積の最低限度	低層住宅A区域	<p>150㎡とする。<u>ただし</u>、次の各号のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、この規定を適用しない。</p> <p>(1) この地区計画が決定された際<u>現に建築物の敷地として使用されている土地で150㎡に満たないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば150㎡に満たないこととなる土地</u>（以下「<u>既存不適格土地</u>」という。）</p> <p>(2) <u>既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</u></p>	<p>150㎡とする。<u>但し</u>、次の各号のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、この規定を適用しない。</p> <p>(1) この地区計画が決定された際、<u>現に建築物の敷地として使用されている土地で150㎡に満たないもの</u></p> <p>(2) この地区計画が決定された際、<u>現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば150㎡に満たないことになる土地</u></p>
		低層住宅B区域	<p>130㎡とする。<u>ただし</u>、次の各号のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、この規定を適用しない。</p> <p>(1) この地区計画が決定された際<u>現に建築物の敷地として使用されている土地で130㎡に満たないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば130㎡に満たないこととなる土地</u>（以下「<u>既存不適格土地</u>」という。）</p> <p>(2) <u>既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</u></p>	<p>130㎡とする。<u>但し</u>、次の各号のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、この規定を適用しない。</p> <p>(1) この地区計画が決定された際、<u>現に建築物の敷地として使用されている土地で130㎡に満たないもの</u></p> <p>(2) この地区計画が決定された際、<u>現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば130㎡に満たないことになる土地</u></p>